

# 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会嘱託職員就業規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）事務局規程（平成13年8月1日施行）第4条第2項の規定に基づいて配置する嘱託職員について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定める事項のほか、嘱託職員の就業に関しては、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

## 第2章 任用

### (任用)

第2条 嘱託職員は、社協が行う事業に理解あるものの中から選考により、会長が適当と認めたものを任用する。

2 会長は、嘱託職員を任用する際に、辞令書及び労働条件通知書（様式第1号）を交付するものとする。

### (任用決定者の提出書類)

第3条 嘱託職員として任用されるものは、任用後直ちに誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

### (雇用期間及び更新)

第4条 嘱託職員の雇用期間は、3年を超えない範囲で必要な期間とする。ただし、会長が必要と認めるときは、その期間を更新することができる。

2 本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定により定められた基準に該当した者については満60歳を超えて65歳まで継続雇用する。

## 第3章 勤務時間、休憩、休日及び休暇

### (勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務時間は8時半から17時までとする。ただし、業務の都合により変更することがある。

### (休息・休憩時間)

第6条 嘱託職員の休息・休憩時間は、社協職員の例による。ただし、夜勤等に従事する場合は、労働基準法に規定するところにより休憩時間を与える。

### (休日)

第7条 嘱託職員の休日は、社協職員の例による。ただし、特定業務に従事する

者については、月毎の勤務表により明示する。

(有給休暇)

第8条 嘱託職員の有給休暇は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 嘱託職員の公民権公使に必要な時間
- (3) 職務の遂行に必要な資格等の更新に必要な時間
- (4) 社協の責めに帰すべき事由による休業期間
- (5) 病気休暇
- (6) 特別休暇

2 前項第1号に規定する年次有給休暇は、1会計年度20日とし、年の途中で任用された者に付与する日数は別に定める。

3 第1項第5号に規定する病気休暇の取り扱いは、社協職員の例によるものとし、病気休暇中の報酬額は、次に掲げる通りとする。

- (1) 1会計年度のうち30日以内は、報酬月額の100分の100
- (2) 1会計年度のうち31日以上60日以下は、報酬月額の100分の50
- (3) 1会計年度のうち61日以上90日以下は、報酬月額の100分の30
- (4) 1会計年度のうち91日以上は無給

4 第1項第6号に規定する特別休暇の取り扱いは、社協職員の例による。ただし、職員の分娩に係る休暇は、無給とする。

#### 第4章 報酬、手当及び退職金

(報酬、手当及び退職金)

第9条 嘱託職員の報酬は、月額とする。

2 年次有給休暇を越えた休暇は、欠勤扱いとし、1日当たりに換算した報酬を減額して支給する。

3 手当及び退職金の支給については、業務の特殊性等により別に定める。

4 報酬の支払い方法は、社協職員の例による。

#### 第5章 雑則

(健康診断)

第10条 嘱託職員には、毎年1回以上の健康診断を行うものとする。また、夜勤に従事する者には毎年2回以上の健康診断を行うものとする。健康診断の結果、必要があるときは勤務の一定期間禁止又は配置替え等の適当な処置をとることがある。

(研修)

第11条 嘱託職員の旅費は、社協旅費規程（平成2年4月1日施行）の定めるところによる。

(職員就業規則の準用)

第12条 この規則に定めない服務、解雇、解雇制限、災害補償、懲戒、懲戒の種類及びその程度、損害賠償、出勤の規定については社協職員就業規則（昭和56年4月1日施行）の規定を準用する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会嘱託職員規程（昭和63年4月1日施行）は廃止する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会ホームヘルパー嘱託職員規程（平成6年4月1日施行）は廃止する。
- 3 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会老人福祉センター嘱託職員就業規則（平成3年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。